

店頭バイナリーオプション取引に関する事前説明書(LION BO) 対比表

平成 26 年 4 月 28 日

(青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
2. 相場が不利に動いた場合には損失が発生しますが、株式相場のような値幅制限がなく、市場環境によっては注文が成立しなかったり、最大でオプション購入金額の損失が発生する可能性があります。	削除
3. 相場状況の急変により、スプレッド幅(2way プライスによる購入価格と清算価格の差)が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。また、価格が表示されなかったり、取引が休止・停止されることもあります。	2. 相場状況の急変により、スプレッド幅(2way プライスによる購入価格と清算価格の差)が広くなったり、意図した取引ができない、 取引が遅延する 可能性があります。また、価格が表示されなかったり、 価格が遅延すること 、取引が休止・停止されることもあります。 相場が不利に動いた場合には損失が発生しますが、株式相場のような値幅制限がなく、市場環境によっては注文が成立しなかったり、最大でオプション購入金額の損失が発生する可能性があります。
追加	4. お客様がオプションを購入する場合の購入価格と購入したオプションを清算する場合の清算価格の間にはスプレッドがあります。購入価格と清算価格は外国為替相場、ボラティリティ、権利行使価格、権利行使期間、対象通貨の金利等により取引期間中に変動します。
店頭バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為 1. 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたオプション取引、又は顧客のためにオプション取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭バイナリーオプション取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。 2. から 1. へ移動	店頭バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為 1. 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたオプション取引、又は顧客のためにオプション取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭バイナリーオプション取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。 (21)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること (22)顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)

現 行	変 更 後
<p>2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意下さい。</p> <p>(1)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(7)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)</p> <p>(2)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(8)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)</p> <p>(3)金融商品取引業者等又は第三者から、上記(9)の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前 2 号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)</p> <p>(4)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること</p> <p>(5)顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)</p> <p>(6)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること</p>	<p>(23)顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること</p> <p>2. お客様は、金融商品取引法により、次の行為が禁止されていますので、ご注意下さい。</p> <p>(1)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(7)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)</p> <p>(2)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(8)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)</p> <p>(3)金融商品取引業者等又は第三者から、上記(9)の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前 2 号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)</p> <p>2. から 1. へ移動</p>
平成 26 年 3 月 10 日現在	平成 26 年 4 月 28 日